

(審査案件97号)

答 申

第1 審査会の結論

長野県知事が一部公開決定を行った「景観育成住民協定に係る公文書」について、非公開とした部分のうち、協定者名簿一覧の名前欄の法人の名称、住所欄の「駒ヶ根市赤穂」という記載部分、法人の住所及び地区欄の記載部分については公開すべきであるが、その余の部分为非公開又は不存在としたことは妥当である。

第2 審査請求の経過

1 平成28年12月26日、審査請求人は、長野県情報公開条例（平成12年長野県条例第37号。以下「条例」という。）に基づき、別表の公開請求の内容（対象公文書名）の欄の記載内容で公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 平成29年1月20日、長野県知事（以下「本件実施機関」という。）は、本件請求に対して、別表の公開請求の内容（対象公文書名）の欄に記載の公文書を特定し、別表の非公開部分の欄に記載の内容について、別表の非公開理由の欄に記載の理由で一部非公開又は不存在とする決定（以下「本件決定」という。）を行った。

3 平成29年5月26日、審査請求人は本件実施機関に対し、別表中の番号2、3、8の公文書について不存在決定を取消し、別表中の番号4の公文書について、名前の欄及び住所の欄並びに地区の欄の非公開部分の一部を公開することを求め、審査請求を行った。

なお、本件決定は平成29年1月20日に行われているが、審査請求は、本件決定の通知書が発送された平成29年2月27日から3か月以内に行われていることから、適法な請求と認められる。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書、意見書及び口頭意見陳述に代える陳述書で行った主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 広域農道（市道新春日街道線）沿線景観育成住民協定書（以下「本件協定書」という。）第4条第2項に規定する規約（以下「本件規約」という。）の全部公開を求める。

協定書第4条は協定の運営に関する事項を処理するため、協議会を設置することを定めており、同条第2項で、当該協議会の組織、運営に必要な事項を規約で定める旨規定している。この規定は、協定の実効性を確保するため、協定を構成するものであり、長野県景観育成住民協定認定要綱（以下「本件認定要綱」という。）第3において提出を要するものと考えられ、当該文書は実施機関の管理に属するものである。本件協定書は、当該協定地域内での農地転用申請や建築物・工作物等の新築・増築等の申請などの場面で、協議会と協議することなどを定めており、協議会は、本件認定要綱で定める協定の認定要件となる事項と密接な関わりをもっている。

県は、本件規約などを徴して、運営が適切に為されているか確認する必要がある、本件認定要綱に定めがなくても、提出を求めるべきであるから、不存在とする決定は不当である。

- 2 協定書第12条の規定に基づいてされた別の定め（以下「本件別の定め」という。）の全部公開を求める。

本条項は、「この協定に規定するもののほか、協定の実施に関して必要な事項は別に定める。」としており、協定の実効性を確保するため、協定を構成するものであり、認定要綱第3において提出を要するものと考えられ、当該文書は実施機関の管理に属するものであり、認定要綱に定めがなくても、提出を求めるべきであるから、不存在とする決定は不当である。

- 3 広域農道沿線景観形成住民協定の協定者名簿一覧（以下「本件協定者名簿」という。）において、協定者氏名、住所の地番、地区名の一部の非公開決定について、非公開部分のうち、指定する者の住所の市町村名や地番以外の住居表示の公開を求める。

本件協定書の記載者数は135名であり、本件協定書に記載された者の間では、既に公となっている情報といえる。また、非公開とした部分の基準が不明であり、非公開とした住所や地区の情報から、当該情報単独の場合及び他の情報と突合した場合ともに、個人を特定又は類推することはできないので、非公開とする決定は不当である。

- 4 景観育成住民協定認定書（以下「本件認定書」という。）の全部公開を求める。

原本の「控え」も作成せず、原本を申請者に交付することは、社会通念上想定できない。当該文書は処分庁の管理に属するものであり、長野県文書規程に基づき回議の上で決裁を経ていることを理由として「控え」を作成しないとする主張は不当

である。公文書として副本乃至控えの作成は当然であり、不存在とする決定は不当である。

第4 本件実施機関の主張の要旨

本件実施機関が理由説明書及び意見陳述で行った主な主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件認定要綱第3では、協定の認定を申請する協定締結者の代表者は、景観育成住民協定申請書に(1)協定書の写し、(2)協定の区域を示す図面、(3)市町村長の推薦文を添付して、知事に提出するとしており、そもそも本件規約と本件別の定めは提出を求められているものではなく、不存在とする決定は妥当である。

長野県景観育成条例第32条に基づく景観育成住民協定の認定は、景観育成に関し、普及・啓発を目的としたものであり、認定に当たり提出を要する書類は、協定の確実な履行が確認できる書類に限定している。

- 2 本件認定要綱第5第1項で、協定はその概要を県報に登載し、同第2項で、市町村長は、協定の内容について住民への周知に努める旨規定しているが、協定者の氏名、住所など、協定者の個人情報まで広く一般に公開し、周知するものではない。

また、協定者は特定の地理的範囲に限られたものであり、広く一般に公開されたものとは言えない。

なお、協定者名簿には、「名前」、「住所」、「地区」、「同意」という項目が記載されており、そのうち、法人については全て公開とし、協定に同意しなかった者については全て非公開とした。

また、「名前」のうち、個人の氏名や個人事業者名は非公開、「住所」のうち、協定締結地域である駒ヶ根市赤穂以外の住所、駒ヶ根市赤穂については地番、「地区」のうち地区の詳細及び地区番号については、協定締結地域の周辺の住民であれば、協定者名簿の記載内容から、特定の個人の識別性が高まると判断し、条例第7条第2号の個人に関する情報として非公開とした。

- 3 本件認定書は、本件認定要綱第4の規定により、申請者へ交付することを目的とする文書である。起案の段階で、本件認定書(案)はあるものの、回議・決裁の後、施行文書として相手方に交付されており、その「控え」は作成しておらず、また、作成を義務づける特段の定めもない。よって、不存在は妥当である。

第5 審査会の判断理由

1 景観育成住民協定と協定締結事務について

景観育成住民協定は、地域住民が、景観づくりのために、一定の区域の建物や屋外広告物の色彩、形態などの外観、緑化などに関し、自主的なルールを定め、それを守り育てるための協定を締結した場合、長野県景観条例（平成4年長野県条例第22号）第32条の規定により知事が認定を行う制度である。

認定の申請に当たっては、本件認定要綱第3の規定により、協定書の写し、協定の区域を示す図面、市町村長の推薦文を添えて、所定の申請書を知事に提出することとなっている。知事がこの認定をしたときは、本件認定要綱第4の規定により、景観育成住民協定認定書を交付するとともに、市町村長に対し、当該認定の旨を文書により通知している。また、本件認定要綱第5の規定により、協定の概要について、県報に登載して公表するとともに、市町村長は、協定の内容等について住民への周知に努めるものとされている。

本件協定書は、美しいまちづくりを進めることを目的に、広域農道（市道新春日街道線）沿線における環境整備と景観育成に必要な事項について、駒ヶ根市赤穂地籍における土地、建物所有者、地上権者等の3分の2以上の合意により、平成9年10月に締結されたものである。

2 本件協定書第4条2項に規定する、本件規約及び同第12条に規定する本件別の定め の不存在決定について

本件協定書第4条は、協定に関する事務を処理するため、協議会の設置について定め、同第2項で、協議会の組織、運営等の必要な事項を別に規約で定める旨規定している。また、本件協定書第12条は、本協定に規定するもののほか、協定の実施に関して必要な事項は別に定める旨規定している。

本件認定要綱第3では、認定の申請に当たり、景観育成住民協定申請書に、協定書の写し、協定の区域を示す図面、市町村長の推薦文を添付して、知事に提出するものとされ、本件規約や、本件別の定めについては、本件認定要綱上、提出を求められてはいない。

景観育成住民協定の認定に当たっては、協定の内容が本件認定要綱第2に規定する要件に適合しているかを確認しているが、協議会などの設置は要件になく、協議会の規約の内容まで確認する必要がないとの理由で、本件規約の提出を求めていないとのことである。また、本件別の定めについても、協定の補則規定であり、特に提出を必要とするものではなく、本件規約と本件別の定めについて提出を求めていないという実施機関の主張に不合理な点はなく、条例第11条に基づき当該公文書を

不存在とした決定は妥当である。

3 本件協定者名簿の一部非公開における条例第7条第2号該当性について

(1) 条例第7条第2号について

条例第7条第2号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）については非公開とする旨規定している。

また、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、当該情報単独では特定の個人を識別することはできないが、当該情報と他の情報とを照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報とされ、照合の対象となる「他の情報」としては、公共施設で一般に入手可能なものや、特定の地域住民であれば保有し、又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれると解釈されている。

(2) 本件協定者名簿及び本件決定について

本件協定者名簿は、本件認定要綱において、認定要件を定める第2の（4）に規定された、協定区域内の住民等のおおむね3分の2以上の合意を確認するための資料として、認定の申請者に提出を求めた文書である。

本件協定者名簿には、個人・法人の「名前」、「住所」、「地区」、協定の「同意」の有無について記載されている。当該文書で実施機関が条例第7条第2号に該当するものとして非公開とした情報は次のとおり整理できる。

- ア 協定に同意しなかった者の「名前」、「住所」、「地区」の欄の情報
- イ 「名前」のうち、個人名
- ウ 「住所」のうち、協定の締結地域である駒ヶ根市赤穂については、地番
- エ 「住所」のうち、駒ヶ根市赤穂以外の地域については、住所（ただし「駒ヶ根市」は公開）
- オ 「地区」のうち、地区の名称及び地区番号

審査請求人は、本件協定者名簿は多数の協定者の間で共有され、既に公となっている情報であると主張する。

しかしながら、本件協定者名簿は、協定締結代表者が管理し、協定者から求めがあれば閲覧に供しているが、一般の閲覧に供されていないとのことであり、また、協定者は特定の地域に限られているため、本件協定者名簿は一般に知り得る状態にあると

はいえ、審査請求人が主張する公にされている情報とは言えないと認められる。

また、審査請求人は、非公開とした部分の基準が不明であり、非公開とした住所や地区の情報から、当該情報単独の場合及び他の情報と突合した場合ともに、個人を特定又は類推することはできないと主張する。

この点について、本件協定者名簿の非公開部分における、条例第7条第2号に規定する個人情報該当性を以下のとおり判断する。

上記アの情報については、協定に同意した者の情報と同様に、個人情報該当性を判断し、公開・非公開を決定すべきである。

上記イの情報については、個人に関する情報として非公開が妥当である。

上記ウの情報については、個人に関する情報として非公開が妥当である。

上記エの情報については、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報として非公開が妥当である。

上記オの情報については、仮に他の情報と照合したとしても、特定の個人を識別することができるものとは認められず、全て公開すべきである。

4 本件認定書の不存在決定について

本件認定要綱第4は、協定の認定をしたときは、認定の申請者に対し、本件認定書を交付する旨規定している。交付した文書の内容は、決裁文書に添付された案文で確認でき、「控え」の作成については、それを義務づける特段の定めもないことから、実施機関の主張に不合理な点はなく、条例第11条に基づき当該公文書を不存在とした決定は妥当である。

5 その他の審査請求人の主張について

審査請求人のその余の主張については、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

6 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査経過

平成29年6月19日 諮問

7月25日 審議
7月31日 理由説明書受領
9月19日 審議
11月16日 意見書受領
12月11日 審議
平成30年3月23日 実施機関からの意見聴取
5月16日 審議
6月19日 審議
8月1日 審議終結

(別表)

番号	公開請求の内容 (対象公文書名)	非公開部分	非公開理由 (該当する公文書を管理していない理由)
1	広域農道（市道新春日街道線） 沿線景観育成住民協定に係る協 定書、基準、協定区域図	協議会長の印影	条例第7条第3号該当 左記の公開しない部分は、法人等の内 部管理に関する情報であって、公開する ことにより当該法人の権利、競争上の地 位その他正当な利益を害すると認められ るため。
2	広域農道（市道新春日街道線） 沿線景観育成住民協定書第4条 2項に規定する規約	(不存在)	同協定第4条2項に規定する規約は、長 野県景観育成住民協定認定要綱上、県に 提出する必要のないものであるため。
3	広域農道（市道新春日街道線） 沿線景観育成住民協定書第12条 の規定に基づいてされた別の定 め	(不存在)	同協定第12条の規定に基づいてされた別 の定めは、長野県景観育成住民協定認定 要綱上、県に提出する必要のないもので あるため。
4	協定者（同協定第3条に規定す る協定者をいう。）を把握し得 るもの（協定者名簿一覧）	協定者の名前、住 所の地番、地区名 の一部	条例第7条第2号該当 左記の公開しない部分は、個人を識別 しうる情報であるため。
5	景観育成住民協定認定申請書	協議会長の印影	条例第7条第3号該当 左記の公開しない部分は、法人等の内 部管理に関する情報であって、公開する ことにより当該法人の権利、競争上の地 位その他正当な利益を害すると認められ るため。
6	景観育成住民協定変更等届書	(不存在)	同協定第11条の規定に基づく変更は、行 われていないため。
7	その他の申請に際して提出され た文書（市町村長の推薦文書）	なし	—
8	景観育成住民協定認定書	(不存在)	—
9	長野県景観育成住民協定認定要 綱4条の規定により駒ヶ根市長 に送付した文書	なし	—